

漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）（第一条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 （目的） 第一条 この法律は、漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するため、漁業経営の改善、漁業経営の維持が困難な中小漁業者がその漁業経営の再建を図るため緊急に必要なとする資金の融通の円滑化、特定の業種に係る漁業についての整備の推進等の措置を講ずることにより、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図ることを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において「漁業経営の改善」とは、漁業者が、漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。 2 （略） 「削る。」	漁業再建整備特別措置法 （目的） 第一条 この法律は、漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するため、漁業経営の維持が困難な中小漁業者がその漁業経営の再建を図るため緊急に必要なとする資金の融通の円滑化、特定の業種に係る漁業についての構造改善及び整備の推進等の措置を講ずることにより、漁業の再建整備を図ることを目的とする。 （定義） 第二条 （略） 2 この法律において「沿岸漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。 一 政令で定める小型の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業 二 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業（前号に該当するものを除く。）

(改善指針)

第三条 農林水産大臣は、漁業経営の改善に関する指針(以下「改善指針」という。)を定めなければならない。

2 改善指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために行う漁業経営の改善に関する事項

二 漁業経営の改善の内容に関する事項

三 漁業経営の改善の実施方法に関する事項

四 その他漁業経営の改善に当たつて配慮すべき事項

3 農林水産大臣は、改善指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、改善指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(改善計画)

第四条 漁業者及び漁業協同組合等(漁業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。))とする漁業協同組合その他の政令で定める法人をいう。以下同じ。))は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同で行おうとする漁業経営の改善に関する計画(個人である漁業者がその経営組織を変更してその者又はその者の営む漁業に従事する者を主たる組員、社員又は株主とする法人(株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。第九条第一号及び第十条第一項において同じ。))を設立しようとする場合にあつては、当該法人が行う漁業経営の改善に関するものを含む。以下「改善計画」という。)を作成し、これを、次の各号に掲げる改善計画以外の改善計

3	画にあつては農林水産大臣に、次の各号に掲げる改善計画があつては当該各号に定める都道府県知事に提出して、その改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。ただし、漁業者又は漁業協同組合等が共同で改善計画を作成した場合にあつては、農林水産省令で定めるところにより、代表者を定め、これを農林水産大臣又は都道府県知事に提出するものとする。 一 政令で定める業種以外の業種に係る漁業を主として営む漁業者が単独で作成した改善計画 当該漁業者の住所地を管轄する都道府県知事 二 特定漁業協同組合等（前号の漁業者を主たる構成員とする漁業協同組合等であつてその定款に地区が定められているもののうちその地区が一の都道府県の区域を超えないもの及び同号の漁業者を主たる構成員とする漁業協同組合等であつてその行う事業が一の都道府県の区域内に限られるものをいう。）が単独で作成した改善計画 当該都道府県知事 三 漁業者又は漁業協同組合等が共同で作成した改善計画であつて、その代表者が第一号の漁業者又は前号の特定漁業協同組合等からなり、かつ、当該漁業者の住所地をその区域に含む都道府県又は当該特定漁業協同組合等に係る都道府県が同一であるもの 当該都道府県知事
2	改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 漁業経営の改善の目標 二 漁業経営の改善による経営の向上の程度を示す指標 三 漁業経営の改善の内容及び実施時期 四 漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
3	農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その改善計画が次の各号のいずれにも適合するもの

であると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が改善指針に照らして適切なものであること。

二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること。

4 前三項に規定するもののほか、改善計画の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(再建計画)

第五條 漁業経営の維持が困難となつており、又は困難となるおそれの大きい中小漁業者であつてその漁業経営の再建を図ろうとするものは、農林水産省令で定めるところにより、漁業経営再建計画（以下「再建計画」という。）を作成し、これを、前条第一項第一号の政令で定める業種に係る漁業を主として営む中小漁業者にあつては農林水産大臣に、その政令で定める業種以外の業種に係る漁業を主として営む中小漁業者にあつてはその住所地を管轄する都道府県知事に提出して、その再建計画が適當である旨の認定を受けることができる。

2
4 (略)

「削る。」

(再建計画)

第三條 漁業経営の維持が困難となつており、又は困難となるおそれの大きい中小漁業者であつてその漁業経営の再建を図ろうとするものは、農林水産省令で定めるところにより、漁業経営再建計画（以下「再建計画」という。）を作成し、これを、政令で定める業種に係る漁業を主として営む中小漁業者にあつては農林水産大臣に、その政令で定める業種以外の業種に係る漁業を主として営む中小漁業者にあつてはその住所地を管轄する都道府県知事に提出して、その再建計画が適當である旨の認定を受けることができる。

2
4 (略)

(構造改善基本方針)

第四條 農林水産大臣は、おおむね五年を一期として、沿岸漁業以外の漁業の業種であつて次の各号のすべてに該当するものとして政令で定めるもの（以下「特定業種」という。）ごとに、当該特定業種に係る中小漁業について中小漁業構造改善基本方針（以下「構造改善基本方針」という。）を定めなければならない。

一 当該業種に係る漁業生産活動の相当部分が中小漁業者によつて行われていること。

二 当該業種に係る中小漁業につき、構造改善を図るとともに、これと併せて次に掲げる事項に関し改善を行うことにより、経営の近代化を促進することが緊急に必要であると認められること。	イ 水産資源の利用に関する事項	ロ 漁船及び漁具、漁ろつ装置その他の設備並びに水産物の保蔵及び輸送の施設に関する事項	ハ 水産物の流通及び取引関係に関する事項	ニ 賃金等の労働条件その他の労働関係及び労働環境に関する事項	ホ その他当該特定業種に係る中小漁業に関し必要な事項	2 構造改善基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	一 経営規模の拡大、生産行程についての協業化等経営の近代化に関する事項	二 資本構成の是正その他の財務内容の改善に関する事項	三 漁船における操業条件の改善等漁船その他の施設の合理化に関する事項	四 漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化に関する事項	五 その他前項第二号イからホまでに掲げる事項の改善に関する基本的事項	3 農林水産大臣は、中小漁業に係る漁業事情、経済事情等に著しい変動があつたため特に必要があると認めるときは、構造改善基本方針を変更するものとする。	4 農林水産大臣は、構造改善基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。	5 農林水産大臣は、第一項の規定により構造改善基本方針を定め、又は第三項の規定によりこれを変更したときは、その要旨を公表するものとする。
--	------------------------	---	-----------------------------	---------------------------------------	-----------------------------------	--	--	-----------------------------------	---	--------------------------------------	---	--	--	---

「削る。」

- (整備計画)
第六条 (略)
2 (略)
3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、そ

(構造改善計画)

第五条 特定業種に係る漁業を営む中小漁業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とする漁業協同組合その他の政令で定める法人(以下「漁業協同組合等」という。)は、その構成員である中小漁業者が営む特定業種に係る漁業(以下「特定業種漁業」という。)に係る経営規模の拡大、生産行程についての協業化、漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化その他の構造改善に関する事業(以下「構造改善事業」という。)について中小漁業構造改善計画(以下「構造改善計画」という。)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その構造改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 構造改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 構造改善事業の目標
二 構造改善事業の内容及び実施時期
三 構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その構造改善計画が、当該特定業種に係る構造改善基本方針に定める経営の近代化に関する事項に照らし適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。
4 前三項に規定するもののほか、構造改善計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

- (整備計画)
第六条 (略)
2 (略)
3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、そ

の整備計画が、当該漁業の存立を図るため必要なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4
(略)

(援助)

第七条 国及び都道府県は、第四条第一項又は前条第一項の認定に係る改善計画又は整備計画の達成のために必要な助言、指導及び資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

(助成措置)

第八条 政府は、都道府県（第四条第一項第一号の政令で定める業種にあつては、当該業種に係る漁業を営む中小漁業者を構成員とする漁業協同組合連合会（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う漁業協同組合連合会を除く。）その他の農林水産大臣が指定する法人。以下この項において同じ。）に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が、同法第十一条第一項第一号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他政令で定める金融機関（以下「融資機関」という。）との契約により当該融資機関が貸し付けた資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を補助することができる。

2 前項に規定する資金は、融資機関が、第五条第一項の認定を受けた中小漁業者に対し、当該中小漁業者が当該認定に係る再建計画に従い、固定した債務の返済その他の漁業経営の再建を図るために必

の整備計画が、当該漁業の存立を図るため必要なものであること（当該漁業が特定業種漁業である場合にあっては、当該特定業種に係る構造改善基本方針に定める事項に照らし適切なものであること）その他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4
(略)

(援助)

第七条 政府は、第五条第一項又は前条第一項の認定に係る構造改善計画又は整備計画の達成のために必要な助言、指導及び資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

(助成措置)

第八条 政府は、都道府県（第三条第一項の政令で定める業種にあつては、当該業種に係る漁業を営む中小漁業者を構成員とする漁業協同組合連合会（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う漁業協同組合連合会を除く。）その他の農林水産大臣が指定する法人。以下この項において同じ。）に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が、同法第十一条第一項第一号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他政令で定める金融機関（以下「融資機関」という。）との契約により当該融資機関が貸し付けた資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を補助することができる。

2 前項に規定する資金は、融資機関が、第三条第一項の認定を受けた中小漁業者に対し、当該中小漁業者が当該認定に係る再建計画に従い、固定した債務の返済その他の漁業経営の再建を図るために必

要な債務の整理を行うのに緊急に必要な資金として、利率年六・五パーセント以内及び政令で定めるその他の条件で貸し付ける資金とする。

（資金の貸付け）

第九条 農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、次の各号に掲げる者に対し、その者の申請に基づき、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）で定めるところにより、当該各号に定める資金の貸付けを行うものとする。

一 第四条第一項の認定を受けた漁業者（当該認定に係る改善計画に従い設立された法人を含む。第十一条及び第十五条第一項において同じ。）又は漁業協同組合等 当該認定に係る改善計画に従い漁業経営の改善のための措置を行うために必要な資金

二 （略）

（漁業権の移転の特例）

第十条 第四条第一項の認定を受けた個人である漁業者であつて漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第二項に規定する定置漁業権又は区画漁業権を有する者が、当該認定に係る改善計画に従いその経営組織を変更してその者又はその者の営む当該漁業権の内容たる漁業に従事する者を主たる組合員、社員又は株主とする法人を設立し、当該漁業権を、その内容たる漁業を営むために当該法人に譲渡する場合において、当該漁業権の免許をした都道府県知事の認可を受けたときは、同法第二十六条第一項本文の規定は、適用しない。

2 前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調

要な債務の整理を行うのに緊急に必要な資金として、利率年六・五パーセント以内及び政令で定めるその他の条件で貸し付ける資金とする。

（資金の貸付け）

第九条 農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、次の各号に掲げる者に対し、その者の申請に基づき、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）で定めるところにより、当該各号に定める資金の貸付けを行うものとする。

一 第五条第一項の認定を受けた漁業協同組合等、その構成員である中小漁業者であつて当該認定に係る特定業種漁業を営むもの又は当該中小漁業者を構成員とする政令で定める法人 当該認定に係る構造改善計画に従い構造改善事業を実施するために必要な資金

二 （略）

（合併等の場合の課税の特例）

第十条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、第五条第一項の認定を受けた漁業協同組合等の構成員である中小漁業者（漁業協同組合及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第三に掲げる漁業生産組合を除く。以下この条及び次条において同じ。）であつて特定業種漁業を営むものに対し、その者が当該認定に係る構造改善計画に従つて、特定業種漁業を営む他の法人である中小漁業者と合併し、又は特定業種漁業を営む他の法人である中小漁業者に対して出資し、若しくは特定業種漁業を営む他の中小漁業者とともに出資して特定業種漁業を営む法人（会社及び同表に掲げる漁業生産組合以外の漁業生産組合に限る。）を設立することにより、当該特

整委員会の意見を聴かなければならない。

定業種漁業を営む中小漁業者の経営の近代化が著しく促進されることとなると認められる旨の認定をすることができる。

2 | 農林水産大臣は、前項の規定による出資をする特定業種漁業を営む中小漁業者であつて法人であるものに対し同項の認定をする場合には、政令で定めるところにより、その者に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける法人又は当該出資に基づいて設立される法人の営む特定業種漁業の用に供するため必要なものである旨の認定を併せてすることができる。

3 | 前二項の認定を受けた中小漁業者、第一項の認定に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は同項の認定に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、登録免許税を軽減する。

（減価償却の特例）

第十一条 第四条第一項の認定を受けた漁業者が当該認定に係る改善計画に従い新たに取得し、又は建造した船舶については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、特別償却をすることができる。

（減価償却の特例）

第十一条 第五条第一項の認定を受けた漁業協同組合等の構成員である中小漁業者であつて特定業種漁業を営むものは、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

第十五条及び第十六条 削除

（報告の徴収）

第十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第四条第一項の認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等に対し、改善計画の実施状況について必要な報告を求めることができる。

（報告の徴収）

第十七条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の認定を受けた中小漁業者に対し、再建計画の実施状況について必要な報告

2 | 農林水産大臣又は都道府県知事は、第五条第一項の認定を受けた中小漁業者に対し、再建計画の実施状況について必要な報告を求め

ることができる。 3 農林水産大臣は、第六条第一項の認定を受けた法人に対し、整備計画の実施状況について必要な報告を求めることができる。	を求めることができる。 2 農林水産大臣は、第五条第一項の認定を受けた漁業協同組合又は第六条第一項の認定を受けた法人に対し、構造改善計画又は整備計画の実施状況について必要な報告を求めることができる。
4 (略) (罰則) 第十六条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。	3 (略) (罰則) 第十八条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。
第十七条 (略)	第十九条 (略)

改 正 案	現 行
（業務の範囲） 第十八条 公庫は、第一条第一項に掲げる目的を達成するため、農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業、漁業若しくは塩業を営む者又はこれらの者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐるか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で農林漁業の振興を目的とするものを含む。）（以下「農林漁業者」という。）に対し、次に掲げる資金の貸付けの業務を行う。 一―五の三 （略） 五の四 <u>漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な資金であつて主務大臣の指定するもの</u> 五の五 <u>漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備に伴い必要な資金であつて主務大臣の指定するもの</u> 六―八 （略） 2 （略） 3 林業の構造改善の計画的推進を図り、又は<u>農業経営の改善、林業経営の改善、漁業経営の改善若しくは漁業の整備若しくは振興山村若しくは過疎地域における農林漁業の振興を促進するために必要なものとして別表第二の貸付金の種類の欄に掲げる資金については、その貸付けの利率はそれぞれ同表に掲げる利率によるものとし、その償還期限及び据置期間はそれぞれ同表に掲げる償還期限及び据置期間の範囲内で公庫が定めるところによるものとする。</u>	（業務の範囲） 第十八条 公庫は、第一条第一項に掲げる目的を達成するため、農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業、漁業若しくは塩業を営む者又はこれらの者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐるか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で農林漁業の振興を目的とするものを含む。）（以下「農林漁業者」という。）に対し、次に掲げる資金の貸付けの業務を行う。 一―五の三 （略） 五の四 漁船の隻数の縮減に伴い必要な資金であつて主務大臣の指定するもの 五の五 漁船の隻数の縮減に伴い必要な資金であつて主務大臣の指定するもの 六―八 （略） 2 （略） 3 林業若しくは沿岸漁業の構造改善の計画的推進を図り、又は<u>農業経営の改善、林業経営の改善、漁業の再建整備若しくは振興山村若しくは過疎地域における農林漁業の振興を促進するために必要なものとして別表第二の貸付金の種類の欄に掲げる資金については、その貸付けの利率はそれぞれ同表に掲げる利率によるものとし、その償還期限及び据置期間はそれぞれ同表に掲げる償還期限及び据置期間の範囲内で公庫が定めるところによるものとする。</u>

4
(略)

別表第二(第十八条関係)

貸付金の種類	利 率	償還期限	据置期間
一 (略) 二 林業の構造改善のために必要な事業を一定の区域において総合的かつ計画的に実施するのに必要な資金であつて、第十八条第一項第七号又は第八号に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの	(略)	(略)	(略)
三 (一)・(二) (略) 三 (略)	(略)	(略)	(略)
四 漁業経営の改善及び再整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第九条各号に規定する資金に該当する資金であつて第十八条第一項第五号の二、第五号の四、第五号の五、第七号又は第八号に掲げるもの	(略)	(略)	(略)

4
(略)

別表第二(第十八条関係)

貸付金の種類	利 率	償還期限	据置期間
一 (略) 二 林業又は沿岸漁業の構造改善のために必要な事業を一定の区域において総合的かつ計画的に実施するのに必要な資金であつて、第十八条第一項第五号の二、第七号又は第八号に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの	(略)	(略)	(略)
三 (一)・(二) (略) 三 (略)	(略)	(略)	(略)
四 漁業再整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第九条各号に規定する資金に該当する資金であつて第十八条第一項第五号の二、第五号の四、第七号又は第八号に掲げるもののうち主務大臣が指定するもの	(略)	(略)	(略)

五 (略)	ののうち主務大臣が指定するもの	(一) 漁船の改造、建造又は取得に係るもの(三)に掲げるものを除く。	(二) 漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備に係るもの	(三) 漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成又は取得に係るもの	(四) (一)から(三)までに掲げるものの以外のもの
	年	三分五厘	年	六分五厘	年
	(略)	十八年	十五年	十八年	十八年
	(略)	三年	五年	三年	三年
	(略)				
五 (略)	(一) 漁船の改造、建造若しくは取得又は漁業の生産力の維持増進に必要な施設の改良、造成若しくは取得に係るもの(三)に掲げるものを除く。	(二) 漁船の隻数の縮減に係るもの	(三) 漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成又は取得に係るもの		
	年	年	年		
	六分五厘	五分	七分五厘		
	十八年	十五年	十八年		
	三年	五年	三年		

○ 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）（第三条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（業務） 第四条 協会は、次の業務を行う。 一 （略） 二 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第四条第一項の認定に係る同項の改善計画に従つて漁業経営の改善のための措置を行う中小漁業者等に対しその経営の改善に必要な資金の貸付けを行う金融機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給 三 （略） （災害資金に関する特例） 第七十六条 第六十九条第一項又は第二項の保険関係（公害防止資金に係る保険関係を除く。）であつて、次に掲げる者の事業（第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業）の再建に必要な資金で主務大臣が指定するもの（以下「災害資金」という。）に係る債務の保証に係るものにおいては、第六十九条第三項の一定の率は、同条第四項の規定にかかわらず、同項の政令で定める協会については百分の八十とし、その他の協会については百分の六十とする。 一・二 （略） （改善資金に関する特例） 第七十六条の二 第六十九条第一項又は第二項の保険関係（公害防止	（業務） 第四条 協会は、次の業務を行う。 一 （略） 二 漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第五条第一項の認定に係る同項の構造改善計画に従つて同項の構造改善事業を実施する同法第二条の中小漁業者（当該認定を受けた同項の漁業協同組合等の直接又は間接の構成員であるものであつて、当該認定に係る同項の特定業種漁業を営むものに限る。）に対しその経営の近代化に必要な資金の貸付けを行う金融機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給 三 （略） （災害資金に関する特例） 第七十六条 第六十九条第一項又は第二項の保険関係（公害防止資金及び次条に規定する資金に係る保険関係を除く。）であつて、次に掲げる者の事業（第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業）の再建に必要な資金で主務大臣が指定するもの（以下「災害資金」という。）に係る債務の保証に係るものにおいては、第六十九条第三項の一定の率は、同条第四項の規定にかかわらず、同項の政令で定める協会については百分の八十とし、その他の協会については百分の六十とする。 一・二 （略）

資金及び災害資金に係る保険関係を除く。）であつて、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第四条第一項の認定に係る同項の改善計画に従つて漁業経営の改善のための措置を行うために必要な資金（以下「改善資金」という。）に係る債務の保証に係るものにおいては、第六十九条第三項の一定の率は、同条第四項の規定にかかわらず、同項の政令で定める協会については百分の八十とし、その他の協会については百分の六十とする。

（緊急融資資金に関する特例）

第七十七条 第六十九条第一項又は第二項の保険関係（公害防止資金、災害資金及び改善資金に係る保険関係を除く。）であつて、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第八条第一項に規定する資金その他漁業経営に関する事情の著しい変化により事業活動に支障を生じている中小漁業者等に対しその事業活動の継続を図るため緊急に融資される資金のうち国の助成に係る利子補給が行われる資金で主務大臣が指定するものに係る債務の保証に係るものにおいては、第六十九条第三項の一定の率は、同条第四項の規定にかかわらず、百分の八十とする。

（緊急融資資金に関する特例）

第七十七条 第六十九条第一項又は第二項の保険関係（公害防止資金及び災害資金に係る保険関係を除く。）であつて、漁業再建整備特別措置法第八条第一項に規定する資金その他漁業経営に関する事情の著しい変化により事業活動に支障を生じている中小漁業者等に対しその事業活動の継続を図るため緊急に融資される資金のうち国の助成に係る利子補給が行われる資金で主務大臣が指定するものに係る債務の保証に係るものにおいては、第六十九条第三項の一定の率は、同条第四項の規定にかかわらず、百分の八十とする。

○ 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）（附則第七条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第七条（略） 2（略） 3 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第十三条第一項中「他の法令」とあるのは、「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）及びその他の法令」とする。	第七条（略） 2（略） 3 漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第十三条第一項中「他の法令」とあるのは、「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）及びその他の法令」とする。

○ 水産基本法（平成十三年法律第八十九号）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（権限） 第三十六条（略） 2 （略） 3 審議会は、前二項に規定するもののほか、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、<u>漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）</u>、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）及び持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。	（権限） 第三十六条（略） 2 （略） 3 審議会は、前二項に規定するもののほか、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、<u>漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）</u>、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）及び持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。